

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成19年6月8日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社デンコードー

イ 株式会社サンデー

ウ 株式会社ホットマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗の所在地

(4) 変更の年月日 平成19年5月20日

(5) 変更の理由 住居表示の変更のため

2 届出年月日 平成19年5月21日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所